

令和7年度

定期監査(事務監査)結果報告書  
(前期)

令和8年1月15日提出

登米市監査委員

令和7年度定期監査（事務監査）前期の結果について、登米市監査基準第20条第1項に基づき、次のとおり報告する。

## 1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

## 2 監査の対象

- (1) 予算の執行事務（収入、支出）
- (2) 契約事務（工事、業務委託等）
- (3) 財産管理事務（公有財産、物品）
- (4) その他（補助金交付等）

## 3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに各種事務の執行が法令に適合し、正確かつ最少の経費で最大の効果を挙げているかを検証するとともに、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き実施した。

## 4 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、事務事業の状況について関係職員から説明を聴取し現状の把握をした。

また、登米市監査基準第19条に基づき、対象部署から監査委員の講評に対する弁明又は見解の聴取を行った。

なお、豊里こども園、佐沼小学校、豊里小学校、東部津山学校給食センターについては、事務局職員による現地調査を実施したほか、その他の保育所(園)、児童館、子育て支援センター、小学校、中学校、幼稚園、学校給食センター、図書館、中田生涯学習センター、視聴覚センター、登米懐古館については、事務局職員による書面調査を実施した。

## 5 監査の日程

前期日程については、令和7年10月29日から同年11月18日まで、下記の部署を対象に実施した。

実施月日	対 象 部 署	
10月29日	市民生活部	環境課
		国保年金課
10月30日	市民生活部	健康推進課
		市民生活課
10月31日	福祉事務所	長寿介護課
		子育て支援課
11月4日	福祉事務所	生活福祉課
11月5日	消防本部	消防総務課、予防課、警防課、指令課
	環境事業所	廃棄物対策課、クリーンセンター、衛生センター
11月6日	産業経済部	農政課
		地域ビジネス支援課
11月7日	産業経済部	農林振興課
	建設部	道路課
11月10日	産業経済部	産業総務課
	農業委員会	農業委員会事務局
11月12日	建設部	住宅都市整備課
		建築営繕課
11月13日	産業経済部	観光物産戦略課
	建設部	建設総務課
11月14日	福祉事務所	迫児童館
	教育委員会	石ノ森章太郎ふるさと記念館
11月17日	教育委員会	学校教育課、学校再編推進室、生き生き学校支援室、学校給食センター、教育支援センター
		生涯学習課
11月18日	教育委員会	文化財文化振興課
		教育総務課

## 6 監査の執行者

監査委員 中津川 源 正

監査委員 小野寺 智

監査委員 關 孝

## 7 監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。

各部署に共通する項目は総括事項に、部署ごとに改善を必要とする事項については、指摘事項に記述するとおりである。

また、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、指導事項として関係職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

### 【総括事項】

総括事項は、事務事業を遂行するために各部署での共通認識と検証が必要な事項である。それぞれの事務事業について、何に基づいて行っているのかを常に意識し、根拠法令等をしっかりと理解の上、事務処理にあたられたい。

#### (1) 予算執行について

事業の実施及び予算の執行については、おおむね計画どおりに執行されていたものの、調定や支出負担行為の起票遅れが見受けられた。

今後の予算執行においては、多額の不用額や事業の繰越、年度末での駆け込み執行などが発生しないよう、予算の適切な執行管理に努められたい。

#### (2) 債権管理について

債権を管理する部署においては、電話連絡や訪問などの積極的な納付勧奨により、未収金の解消につなげるなど、日ごろの徴収努力の結果が見られる。引き続き債権管理マニュアルに基づく取組を行い、現年度分未収金の発生防止及び過年度分未収金の計画的な回収に努められたい。

なお、債権の回収にあたっては、督促・催告・訪問などを通じ、債務者一人ひとりの生活実態等を把握するとともに、対応経過をしっかりと記録し、やむを得ない理由により回収が困難な場合については、個々の事案ごとに法令等に基づき、適切に判断し、手続きを行われたい。

### (3) 適正な事務処理について

不適切な事務処理については、おおむね改善が図られてきているものの、一部の部署においては、これまでも定期監査や決算審査において口頭で改善を促したものと指摘した内容が部署内に浸透していないことにより、同様の誤りが繰り返されている。

起案者のみならず、決裁者をはじめ部署全体で、関係部署からの通知やマニュアルを確認され、法令等に沿った適正な事務処理がなされるよう努められたい。

ア 公金等の取扱いについて、これまでも適正な事務処理を行うよう促してきたところであるが、金庫等点検記録簿など関係帳票の未記入や記入内容の誤りなどが繰り返されていた。改めて公金等取扱マニュアルを確認され、小さな誤りから大きな不祥事や事故につながる可能性があることを常に念頭に置き、適正な事務処理と所属長による確認を徹底されたい。

イ 契約事務において、適切な事前調査をすることで、工期の変更を伴わずに事業完了が可能と思われる工事が見受けられた。工期の延長は相当の理由がある場合にのみ認められるものであることから、現場状況の十分な事前調査、早期発注並びに事務事業の進行管理を徹底されたい。

また、随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項において認められているところではあるが、特に特命随意契約については、その妥当性をしっかりと検証し、競争性の確保と公平公正な視点から、慎重な取扱いに努められたい。

ウ 文書への收受日付印や決裁日付印の押印漏れ、文書発送時の施行日欄の記入漏れなど、確認を行うことで防げる誤りが散見された。文書取扱規程及び文書取扱担当者会議で示された文書の適正な取扱いを徹底されたい。

### (4) その他

心身の疲労等により複数名の病気休暇取得者が発生し、業務の遅れが生じている部署が見受けられた。課内での対応が難しいと思われる場合には、部内外からの人的な支援など、適切な事務執行の体制づくりについて配慮いただきたい。

#### 【指摘事項】

今回の監査において、指摘する事項はなかった。

## 8 前回（令和6年度定期監査（事務監査）（前期））指摘事項の処理状況について

監査の指摘事項に対する措置の状況については、現在解消に向けた取組が進められており、おおむね適正に処理されていた。